

建設リサイクル法に関するご案内

平成22年4月1日から、
「分別解体等の届出」の様式が変更となります

特定建設資材に係る分別解体等に関する省令の一部改正が行われました。
これにより、平成22年4月1日以降に行う「分別解体等の届出」から、届出書の様式が新しくなります。

平成22年4月1日からは、新様式以外での届出は出来なくなりますので、ご注意ください。

届出書の様式は、長野県公式ホームページからもダウンロードできます。
URL <http://www.pref.nagano.jp/jyuutaku/kentiku/recycle/yousiki/yousiki.htm>

木材の取り外しに先立ち、木材と一体となった石膏ボード等を取り外すよう、順序が明確になりました

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行規則の一部改正が行われ、「分別解体等に係る施工方法の基準」において、『建築物に係る解体工事では、内装材の取り外しを行う工程において、木材の取り外しに先立ち、当該木材と一体となった石膏ボード等の建設資材をあらかじめ取り外す』よう、順序が明確にされました。

あらかじめ取り外すことが必要な建設資材は、その後の木材の分別の支障となるものに限られます。

建築物の構造上その他解体工事の施工の技術上、これにより難しい場合は、この順序によらないことができます。

【問い合わせ先】

上伊那地方事務所 建築課
TEL 0265-76-6830(直通)